

島根県作業療法士会

定款施行規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、島根県作業療法士会と称する。

(事業所)

第2条 本会の事業所は、士会長の決定により定める。

(目的)

第3条 本会は、社団法人日本作業療法士協会の目的に沿い、県内の作業療法士の研鑽作業療法の普及発展を図り、地域医療福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 作業療法の研修会等の開催に関する事
- (2) 作業療法の調査、研究に関する事
- (3) 作業療法の発刊物の発行に関する事
- (4) 作業療法の普及指導に関する事
- (5) 作業療法士の社会的地位の向上に関する事
- (6) 内外関係団体との提掲交流に関する事
- (7) その他前条の目的を達するために必要と認められる事

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 社団法人日本作業療法士協会員で島根県内に勤務するもの又は、勤務していない会員は自宅の住所があるもの
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助する個人又は法人

(入会)

第6条 正会員は、社団法人日本作業療法士協会に入会し、入会届を会長に提出した時点で自動的に本会員となる。

2. 賛助会員となろうとするものは、入会届を会長に入会し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会員は、別に定めるところより、会費を納入しなければならない。

3. 既納の会費その他拠出金品は返還しない。

(退会)

第7条 会員は、次号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 社団法人日本作業療法士協会の会員資格を失ったとき
- (2) 死亡（法人にあつては解散）

(3)第5条第1号に規定する資格を失ったとき

第3章 役員その他の機関

(役員の種類及び員数)

第8条 本会に次の役員を置く

会長1名、副会長2名（東部、西部）、理事若干、監事2名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2. 常務理事は、会長が推薦し、理事会の承認を得て選任する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。
3. 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
4. 理事は、理事会を組織して第18条に定める事項を決議し、執行する。
5. 監事は民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者残任期間とする。
3. 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員は、次号のいずれかに該当するときは、会議の決議により解任することができる。

- (1)心身の事故のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2)職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
4. 顧問任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第4章 会議

(種別)

第15条 会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1)事業計画及び収支予算の決定

- (2)事業報告及び収支決算の承認
- (3)その他本会の運営に関する重要な事項

第18条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項について議決する。

- (1)総会の決議した事項の執行に関すること
- (2)総会に付議すべき事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第19条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、又は正会員5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3. 理事会は、会長が必要と認めたととき、又は理事の5分の1以上から請求があったときに開催する。ただし、民法第59条第4号の規定に基づく総会の招集については、この限りではない。

(召集)

第20条 会議は会長が召集する。

- 2. 会議を召集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも開催の10日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認められるときは、この限りではない。
- 3. 会長は、前条第2項又は第3項に基づく請求があったときは、30日以内に会議を召集しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席した構成員の中から選出する。

- 2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 総会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2. 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 会議の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し可否同数のときは会議の決するところによる。

(書面による表決等)

第24条 やむを得ない理由のために会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適応については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)構成員の現在数
 - (3)会議に出席した正会員の数及び理事の氏名（書面表決及び表決委任を含む）
 - (4)決議事項
 - (5)議事の経過及び要領並びに発言要旨
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2

名以上の署名捺印を得て、会長がこれを保存する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)資産から生ずる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会が定めるところによる。

(経費の支弁)

第28条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第29条 本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後3ヶ月以内にその年度末財産目録と共に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しない時は、その成立までの間前年度の予算を執行する。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規則の変更

第31条 この規則は、総会において出席構成員の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

附則

この規則は、昭和58年1月22日から施行する。

会計初年度は、昭和58年1月22日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

この規則は、平成5年4月1日より施行する。